

令和 6 年 川 西 町 議 会

第 1 回 臨 時 会 議 録

開会 令和 6 年 5 月 10 日

閉会 令和 6 年 5 月 10 日

令和6年川西町議会第1回臨時会会議録

召集年月日	令和6年5月10日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和6年5月10日 午前10時00分 宣告		
出席議員	1番 松波 芳子	2番 齋藤 麻由	3番 安達 憲太郎
	4番 阪本 学	5番 弓仲 利博	6番 福山 臣尾
	7番 堀 格		9番 伊藤 彰夫
	10番 石田 三郎	11番 寺澤 秀和	12番 芝 和也
欠席議員	8番 安井 知子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 小澤 晃広		副町長 森田 政美
	教育長 橋本 宗和		総務特別参事 江畑 幸男
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純		住民保険担当理事 石田 知孝
	総務課長 西川 直明		総合政策課長 喜多 勲
	デジタル推進室長 梅津 光章		税務課兼債権管理課長 谷村 篤史
	まちマネジメント課長 飯田 浩之		福祉こども課長 中森 委香
	長寿介護課長 栗林 美子		社会教育課長 浅田 裕信
	教育総務課長 高場 慎太郎		
	会計管理者 石古 篤		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	12番 芝 和也 議員	1番 松波 芳子 議員	

令和6年川西町議会第1回臨時会（議事日程）

令和6年5月10日（金） 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
	(日程追加)	
追加第1	議会議案第1号	議会議長の辞職許可について
追加第2	選挙第1号	議会議長の選挙について
追加第3	選挙第2号	議会副議長の選挙について
追加第4	議会議案第2号	川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞職許可について
追加第5	議会議案第3号	国保中央病院組合議会議員の辞職許可について
追加第6	議会議案第4号	磯城郡水道企業団議会議員の辞職許可について
追加第7	選挙第3号	川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙について
追加第8	選挙第4号	国保中央病院組合議会議員の選挙について
追加第9	選挙第5号	磯城郡水道企業団議会議員の選挙について
追加第10	発議第2号	常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
追加第11	同意第2号	川西町監査委員の選任につき同意を求めることについて
第3	承認第2号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第4	承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(午前10時00分 開会)

○議長(弓仲利博議員) おはようございます。

これより令和6年川西町議会第1回臨時会を開会いたします。

8番、安井知子議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより会議に入ります。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

○町長(小澤晃広) 皆様おはようございます。

本日ここに、令和6年川西町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、公私ともにご多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、平素より町政運営に関し、格別のご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月24日、人口戦略会議が『地方自治体「持続可能性」分析レポート』を発表し、「消滅可能性自治体」についての報道が盛んに行われました。

私たちの川西町は、2014年の日本創成会議のレポートでは「消滅可能性都市」に挙げられていましたが、今回のレポートでは「消滅可能性自治体」の対象とはならず、脱却した自治体として数えられています。

しかし、私なりにデータを分析してみますと、10年前と比較して改善の幅は非常にわずかであり、脱却となった理由は、改善ではなく、データの切り取り方の変化によるものと理解しております。

また、手元にある直近の町内の出生数の実績を見ますと、大幅に減少しており、むしろ大きな危機感を持っております。

この目の前の現実をしっかりと見て、我々のミッションであります「持続可能な未来の実現」「幸せな暮らしの実現」に向けて、皆様と議論を交わさせていただきながら、政策を練り、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

さて、本臨時会では、専決処分の承認案2件を上程させていただいておりますが、議会におかれましては、役員改選など重要な案件があると伺っております。

議員各位におかれましては、何とぞ、慎重なご審議・ご協議をいただきますようお願いを申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(弓仲利博議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、芝 和也議員、1番、松波芳子議員の指名いたします。

日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

続きまして、議事の都合により、副議長と交代させていただきます。

○副議長（福山臣尾議員） それでは、しばらく議長と交代いたします。

よろしくお願いします。

ただいま、弓仲利博議長から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、日程を追加し、順序を変更し、順次追加日程を議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第１、議長の辞職許可についてを議題といたします。

本案については、弓仲利博議長の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第１１７条の規定により、弓仲利博議長の退場を求めます。

（弓仲利博議長 退場）

○副議長（福山臣尾議員） 辞職願を職員に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（池原由香里）

辞職願

この度、都合により川西町議会議長の職を辞職いたしたいので、ご許可をいただきたくお願い申し上げます。

令和６年５月１０日

弓仲利博

川西町議会副議長、福山臣尾様

○副議長（福山臣尾議員） ただいま、上程になりました議会議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、弓仲利博議員の議会議長の辞職を許可することに決定いたしました。

弓仲利博議員の退場を解きます。

弓仲利博議員が、自席に着席しますので、しばらくお待ちください。

（弓仲利博議員 入場）

○副議長（福山臣尾議員） 弓仲利博前議長より、議長辞職のご挨拶があります。
弓仲利博議員。

（弓仲利博議長 登壇 挨拶）

議長辞職に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年５月の臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議長に選出していただき、今日まで町政の発展のため、及ばずながら、力を尽くしてまいりました。

在任中議員皆様を初め、理事者の皆様方には、多大なご支援、ご協力を賜り、重責を果たすことができましたこと、心より厚くお礼を申し上げます。

簡単ではございますが、議長辞職の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○副議長（福山臣尾議員） では、しばらく休憩いたします。

（１０時 ５分 休憩）

（１０時１０分 再開）

○副議長（福山臣尾議員） では、休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第２、選挙第１号、議長の選挙についてを議題といたします。

先ほど、議長の辞職が許可され、議長が欠員となりましたので、地方自治法第１０３条第１項の規定により議長の選挙を行うものであります。

ただいまから議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に福山臣尾を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました福山臣尾を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、福山臣尾が議長に当選いたしました。

ただいま、議長に当選した福山臣尾が議場におりますので、本席から、会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をいたします。

一言御挨拶を申し上げます。

（新議長 福山臣尾議員 登壇 挨拶）

○新議長（福山臣尾議員） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙により、議長の職に就任させていただくことがことになりました。

大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

今後は、微力ではございますが、町政の発展に最善の努力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様並びに町長はじめ、理事者の皆様には、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

（新議長 福山臣尾議員 議長席 着席）

○新議長（福山臣尾議員） しばらく休憩いたします。

（10時15分 休憩）

（10時35分 再開）

○新議長（福山臣尾議員） それでは引き続き再開いたします。

追加日程第3、選挙第2号、副議長の選挙についてを議題といたします。

私、福山臣尾が議長に選任されたため、ただいま副議長が欠員となりましたので、地方自治法第103条第1項の規定により副議長の選挙を行うものであります。

ただいまから副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法には、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に阪本学議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、指名しました阪本学議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、阪本学議員は、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました阪本学議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

阪本学議員より当選のご挨拶があります。

阪本学議員

(新副議長 阪本学議員 登壇 挨拶)

○新副議長(阪本学議員) 改めましておはようございます。

ただいま、議員の皆様方からご推挙をいただき、副議長に就任させていただくことになりました。

大変光栄に存じますけれども、職責の重さを痛感しているところでございます。

川西町の発展のため、また、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○新議長(福山臣尾議員) 川西町・三宅町式下中学校組合議会、国保中央病院組合議会、磯城郡水道企業団議会の議会選出の議員である弓仲利博議員、福山臣尾議員より辞職願が提出されました。

お諮りします。

追加日程第4、議会議案第2号、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞職許可について、追加日程第5、議会議案第3号、国保中央病院組合議会議員の辞職について、及び追加日程第6、議会議案第4号、磯城郡水道企業団議会議員の辞職について、この3議案を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

お諮りします。

川西町・三宅町式下中学校組合議会、国保中央病院組合議会、及び磯城郡水道企業団議会の議会選出の弓仲利博議員、福山臣尾議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、川西町・三宅町式下中学校組合議会、国保中央病院組合議会及び磯城郡水道企業団議会議員の議会選出の2名の議員辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議会選出の議員の辞職許可により、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、国保中央病院組合議会議員及び磯城郡水道企業団議会議員が、それぞれ2名の欠員となりましたので、追加日程第7、選挙第3号、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙について、追加日程第8、選挙第4号、国保中央病院組合議会議員の選挙について、及び追加日程9、選挙第5号、磯城郡水道企業団議会議員の選挙についての3議案を一括議題として直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、国保中央病院組合議会議員及び磯城郡水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、国保中央病院組合議会議員、及び磯城郡水道企業団議会議員に、議長 福山臣尾、阪本学副議長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました議員を川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、国保中央病院組合議会議員、及び磯城郡水道企業団議会議員の当選人と定めることに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員が川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、国保中央病院組合議会議員、及び磯城郡水道企業団議会議員に当選されました。

各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第10、発議第2号、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

先ほど常任委員会及び議会運営委員会の所属について協議されましたので、その結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長(池原由香里) それでは、常任委員会の所属議員をご報告いたします。

総務建設経済委員 芝 和也議員、堀 格議員、福山臣尾議員、弓仲利博議員、安達憲太郎議員、松波芳子議員以上の6名の方です。

厚生文教委員 寺澤秀和議員、伊藤彰夫議員、石田三郎議員、安井知子議員、阪本学議員、齋藤麻由議員以上6名の方です。

続きまして、議会運営委員会の所属委員をご報告いたします。

寺澤秀和議員、石田三郎議員、芝和也議員、齋藤麻由議員、松波芳子議員、以上5名の方です。

以上となります。

○新議長(福山臣尾議員) ただいま、事務局長が報告しましたとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員に指名いたしました。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会及び議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

(10時43分 休憩)

(10時44分 再開)

○新議長(福山臣尾議員) 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長は、川西町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各委員会において互

選することに規定されておりますので、互選されました常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名をご報告いたします。

総務建設経済委員長に堀 格議員、同副委員長に安達憲太郎議員、厚生文教委員長に伊藤彰夫議員、同副委員長に齋藤麻由議員、議会運営委員長に寺澤秀和議員、同副委員長に石田三郎議員、以上のとおりであります。

また、駅周辺整備特別委員会副委員長及び工業ゾーン創出特別委員会副委員長の辞職に伴い、各特別委員会所属委員により互選されました結果、駅周辺特別委員会副委員長に芝 和也議員、工業ゾーン創出特別委員会副委員長に安達憲太郎議員が選出されましたので、併せてご報告いたします。

追加日程第 11、同意第 1 号、川西町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○新議長（福山臣尾議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は、委員会付託を省略し、議決することに決定いたしました。

本案につきましては、寺澤秀和議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定により、寺澤秀和議員の退場を求めます。

（寺澤秀和議員 退場）

○新議長（福山臣尾議員） 事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長

○事務局長（池原由香里） 同意第 1 号、川西町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を川西町監査委員に選任したため、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

住所 奈良県磯城郡川西町大字梅戸 233 番地

氏名 寺澤秀和

生年月日 昭和 38 年 6 月 21 日

令和 6 年 5 月 10 日提出

川西町長 小澤晃広

以上でございます。

○新議長（福山臣尾議員） 議案の朗読が終わりました。

本案について、提案説明をお願いいたします。

小澤町長。

(町長 小澤晃広 登壇)

○町 長(小澤晃広) ただいま、上程になりました同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

本同意案は、議員のうちから選任されておられました堀 格委員が5月10日をもって辞職されましたので、その後任として、寺澤秀和議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○新議長(福山臣尾議員)

本案に対してご意見等ございませんか。

別にご意見がなければ、これより採決に入ります。

同意第1号、川西町監査委員の選任につき同意を求めることについてのついでを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

同意第1号について、同意することに賛成の議員は、挙手を願います。

(挙手する者あり)

○新議長(福山臣尾議員) 賛成全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

寺澤秀和議員の退場を解きます。

(寺澤秀和議員 入場)

○新議長(福山臣尾議員) 寺澤秀和議員が、自席に着席しますので、しばらくお待ちください。

日程第3、承認第2号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第4、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第3、承認第2号、川西町条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第4、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、この2議案を一括議題といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小澤町長。

(町長 小澤晃広 登壇)

○町 長(小澤晃広) それでは、承認第2号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをご説明いたします。

これは、地方税法等の改正に伴い、町民税にあつては、能登半島地震の災害に伴う雑損失控除額等の特例措置及び国の定額減税実施に伴う関係条文の整備、固定資産税にあつては、現行の土地課税に係る負担調整措置等の3年間の延長の他、関係規定を緊急に整備する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、同条例を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

なお、施行は令和6年4月1日から、ただし、固定資産税の改正規定については、令和6年度以降の年度分について適用する経過措置を設けております。

次に、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

これは令和6年4月1日施行の地方税法施行令の改正に伴い、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する低所得判定基準の見直しがなされたことに伴う改正でありまして、5割軽減の判定基準について、被保険者に乗じる金額を5000円引き上げ29万5000円に、2割軽減の判定基準については1万円引き上げ54万5000円にするものであります。

国の制度改正に伴い、関係規定を緊急に整備する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、同条例を改正すべく、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

なお、施行は令和6年4月1日から、ただし、改正規定の適用は令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する経過措置を設けております。

説明は以上であります。

何とぞ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○新議長(福山臣尾議員) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○新議長(福山臣尾議員) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

承認第2号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、及び承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決をいたします。

この採決は挙手により行います。

承認第2号及び承認第3号を承認することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

○新議長(福山臣尾議員) 賛成全員です。

よって、承認第2号及び承認第3号は承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本臨時会に付されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして本臨時会の日程は全て終了しました。

議員各位には何かとお忙しい折にも関わらず、本臨時会に提出されました承認案件につきまして、慎重にご審議賜り、かつ、議会運営にご理解ご協力いただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

役職選出及び各委員の選任が順調に進められたことに対して、重ねて御礼申し上げます。

今後とも議会運営が円滑に進められますようにご協力よろしくお願いいたします。

閉会にあたり、町長より挨拶を受けることにいたします。

町長。

○町長(小澤晃広) それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日も慎重ご審議を賜り、ご承認賜りまして誠にありがとうございました。

また、新しい体制となりました皆様と改めまして、良き議論を交わさせていただき、私達の役割であります「持続可能な未来の実現」、また「幸せな暮らしの実現」に向け、ともに努めさせていただければと考えております。

引き続き、ご指導・ご鞭撻・ご理解・ご協力をお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○新議長(福山臣尾議員) これをもちまして、令和6年度川西町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月10日

川西町議会

議長（旧）

議長（新）

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件 名	議決月日	審議結果
議会議案 第 1 号	議会議長の辞職許可について	5 月 10 日	原案承認
選挙第 1 号	議会議長の選挙について	5 月 10 日	選 挙
選挙第 2 号	議会副議長の選挙について	5 月 10 日	選 挙
議会議案 第 2 号	川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞職許可について	5 月 10 日	原案承認
議会議案 第 3 号	国保中央病院組合議会議員の辞職許可について	5 月 10 日	原案承認
議会議案 第 4 号	磯城郡水道企業団議会議員の辞職許可について	5 月 10 日	原案承認
選挙第 3 号	川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙について	5 月 10 日	選 挙
選挙第 4 号	国保中央病院組合議会議員の選挙について	5 月 10 日	選 挙
選挙第 5 号	磯城郡水道企業団議会議員の選挙について	5 月 10 日	選 挙
発議第 2 号	常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について	5 月 10 日	指 名
同意第 1 号	川西町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5 月 10 日	原案同意
承認第 2 号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5 月 10 日	原案承認
承認第 3 号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5 月 10 日	原案承認